

筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン

1. はじめに

本学では、課外活動を社会生活上必要な自律性や協調性など、豊かな人間性を育む場として重要な役割を果たす活動と位置づけており、対面授業が本格的に開始される10月から団体活動を開始したいと考えています。

現在も新型コロナウイルスの新規感染者は多数発生しており、感染拡大は予断を許さない状況ではありますが、終息時期が不明ななか、団体活動の開始にあたっては感染防止対策を踏まえた「新しい生活様式」(※1)を実践しつつ少しずつ団体活動開始に向けた前向きな対応をしていくことは重要ととらえています。

2. ルール順守の徹底

感染防止と課外活動との両立を図るため、団体活動の実施については、学生代表責任者の管理の下、学生団体が責任をもって感染防止対策を確実に実行することとし、対応が不十分な場合には、活動停止等を命じることがあります。

(1) 団体活動開始届の提出

課外活動における活動形態の変更に当たり、団体活動開始に向けたガイドラインを定めました。本ガイドライン、各競技団体及び各分野の協会等が策定した感染対策ガイドラインを踏まえ、団体活動開始を希望する学生団体は、別記様式「団体活動開始届」を学生生活課に提出し、以下の事項に留意のうえ団体活動を開始してください。

また、団体活動への参加については、個人の意思を尊重し、参加の強要や不参加者への不利益な扱いをしないようにしてください。

- ① 手続き開始日 10月1日から
- ② 提出期限 活動開始希望日5日前の午前10時までに提出してください
※内容に不備がある場合は受理しないことがあります。
- ③ 提出方法 以下のメールアドレスに電子媒体で提出してください。
提出先メールアドレス：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp
※団体活動開始の可否は届出受理後5日以内にメールでお知らせします。

(2) 感染拡大防止のための基本ルール

【感染防止対策】

- 各競技団体及び各分野の協会等が策定した感染対策ガイドラインに従うこと。
- 感染予防のため、活動前後の手指消毒を徹底すること。

- 飛沫抑制のためマスク等の着用を徹底すること。
なお、熱中症予防のためマスクを外す場合は感染予防に留意し適宜判断すること。
- 活動場所への消毒液の設置、共用部分及び用具の清掃等の環境整備を行うこと。
- 飲料ボトルや個人使用物品の共用を行わないこと。
- 活動後は直ちに散会し、会食、懇親会等は行わないこと。
- 宿泊を伴う合宿・遠征及び不特定の者が参加したり不特定の観客を動員したりするイベントの開催や参加は自粛すること。
ただし、真に必要な活動については、顧問教員と相談のうえ、「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づき特例許可申請（※2）を行い学生担当副学長の許可を得ること。
なお、宿泊を伴う活動については、教職員の随行を条件とする。
- 各サークル館（部室）・更衣室での注意点
 - ・ 一度に使用する人数を制限する、着替えは交替で行うなどの対策をとること。
 - ・ 部室内での飲食は一切しないこと。
 - ・ 入室する場合は、窓や扉を開け、換気を確保すること。

【健康管理】

- 学生代表責任者は、活動参加者の中から健康管理担当者を定めること。健康管理担当者は活動参加者の入構条件に定める14日間の健康観察記録結果を顧問教員に報告すること。
なお、健康観察記録において発熱・体調不良があった者は活動に参加させないこと。
- 学生代表責任者は、活動参加者の中から活動履歴管理担当者を定めること。活動履歴管理担当者は活動の日付、場所、時間（時～時）、参加者氏名、手で触れることの出来る距離で15分以上の接触があった者（学外者を含む）に関する情報を記録し、保管すること。
- 発熱、体調不良（息苦しさ、倦怠感など）を感じた場合は、活動に参加しないこと。

【3密回避】

- 各競技団体及び各分野の協会等が策定した感染対策ガイドラインを参考に身体的距離を十分に確保するよう配慮すること。
- 定員が設定されている屋内施設（教室等）での活動は、定員の3分1程度までを活動人数の上限とし、十分な身体的距離を確保すること。
- 屋内施設においては、常時又は定期的（※3）に十分な換気を行うこと。
- ミーティング、打ち合わせ等については対面にこだわらず、オンラインツールの活用等を検討すること。
- 活動上の必要性又は安全確保上やむを得ない場合以外の発声は控えること。
- 上記の条件を満たす場合であっても、課外活動の活動形態において参加人数に制限がある場合は、制限に従い活動すること。

3. 団体活動を通じて感染が疑われる者が発生した場合

- (1) 本学構成員が、以下の項目に該当した場合、「新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー」に従って行動する。
 - ・相談、受診の目安に該当する体調不良の症状がある場合
 - ・濃厚接触者に指定された場合
 - ・同居者が PCR 検査を受検することになった場合
 - ・新型コロナウイルス感染者との接触があったことが判明した場合
- (2) 上記に該当する本学構成員は、学生代表責任者へ、感染の疑いがある旨の報告をする。
- (3) 報告を受けた学生代表責任者は、発生状況を顧問教員及び学生生活課に報告するとともに、団体活動を停止すること。

※1 厚生労働省「新しい生活様式」の実践例

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

※2 特例許可申請について

宿泊を伴う活動及び不特定の者が参加したり不特定の観客を動員したりするイベントの開催や参加について、活動許可を希望する学生団体は、「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に定める内容を含む書面（任意様式）を活動開始日 10 日前の午前 10 時までに学生担当副学長宛に提出し、許可を得てください。

(1) 書面の提出方法

以下のメールアドレスに電子媒体で提出してください。

書面提出先メールアドレス：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp

※活動の可否に関して通知までに 1 週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

※3 換気について

可能な限り常時換気されている状況で活動してください。

常時換気することが難しい活動については、1 時間に 1 回を目安に十分な換気を行い、発声や吹奏楽器演奏等の飛沫拡散が伴う活動については、各競技団体及び各分野の協会等が策定した感染対策ガイドラインに従い換気を行ってください。

(換気の例)

例 1 1 時間に 5 分から 10 分程度、窓を開けて換気

(1 時間に 1 度 10 分の換気を行うよりも 5 分間の換気を 2 度行う方が換気効率がよい)

例 2 1 時間に 2 回、部屋の空気が入れ替わる程度の機械換気

例 3 ホールに加え客が入場するすべてのエリアの適切な換気